

横浜市立東高等学校 いじめ防止基本方針



平成 26 年 3 月 20 日
(平成 30 年 1 月 22 日改定)

横浜市立東高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日 策定

平成 30 年 1 月 22 日 改定

本校は「あたりまえのことをあたりまえに出来る人間」「物事を正しく判断し、他人に迷惑をかけない人間」を教育理念として、自ら学び、熱心に学習する生徒を育成すること、また、豊かな心と健やかな体を育み、他人を思いやる生徒を育成することなどを学校教育目標としている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、「横浜市立東高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ウ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- エ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

校内の組織に次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成

校長、副校長、人権教育推進委員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 運営

- ア 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、

- いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- イ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成し、進捗の管理を行う。

(3) 活動内容

- ア 未然防止
- ① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境を作る。
 - ② 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、生徒及び保護者に周知する。
- イ 早期発見・事案対処
- ① いじめ相談窓口の担当を担う。
 - ② いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
 - ③ いじめ事案に対し、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会が中核となって組織的に取り組み、判断や対応を行う。
 - ④ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握及びいじめであるか否かの判断を行う。
 - ⑤ いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等、これらの対応を組織的に実施する。
- ウ 取り組みの検証
- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
 - ③ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかの点検と、学校いじめ基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめ防止への取組

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせることをすべての教職員が認識し指導にあたる。
- イ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ウ ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むよう指導する。

(2) いじめの早期発見

- ア 教師が生徒の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築く。
- イ 生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行うこと。また、いじめの把握に当たっては、養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ウ 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- エ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を組織的に正確かつ迅速に行う。(いじめ防止対策委員会)
- イ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。
- ウ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- エ いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ④ 学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場

合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
- ④ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

カ ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) いじめの解消

◎いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

◎いじめの解消に至るまでに次のような支援等を行う。

ア いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守る

ことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて学校に登校させない処置を講ずるなどして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、など外部専門家の協力を得る。

- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ② いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ③ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに学校に登校させない等、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) 研修

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(6) 学校評議員の活用

学校評議員会等を活用することにより、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(7) 年間計画

月	活 動	内 容
4 月	いじめ防止基本方針の 確認徹底 いじめ相談窓口の告知 面談週間（生徒）	学校いじめ防止方針を全職員で確認し徹底を図る。 生徒への「いじめ相談窓口」の告知を実施する。 新学期を迎えた生徒の状況を把握する。
5 月	体育祭	全職員が様々な形で準備期間より生徒と関わりを持ち、その様子を職員間で情報交換する。
6 月	いじめ防止のための HR 活動 いじめ解決に向けての 生活アンケート集約	「～見つめ 気づき 変わる～」をもとに学習する。 いじめ調査を実施し、現状の把握に努める。
7 月	面談週間 （生徒・保護者）	調査の結果をもとに、学級担任との面談を実施する。 調査をもとに組織的に新学期に向けた課題の整理を行う。
8・9 月	東高祭	全職員が様々な形で準備期間より生徒と関わりを持ち、その様子を職員間で情報交換する。
10月	面談週間 （生徒・保護者）	日頃の学校生活での様子から生徒との面談を実施する。
11月	教職員人権教育研修会	いじめ防止や生徒理解等に関する職員研修会を実施する。
12月	人権週間 いじめ撲滅キャンペーン いじめ解決に向けての 生活アンケート集約 人権研修会（1年） がイヴンス日（個人面談）	人権週間への取り組み（HR・全体） 生徒とともにいじめ防止対策のキャンペーンを実施する。 いじめ調査を実施し、現状の把握に努める。調査をもとに組織的に新学期に向けた課題の整理を行う。 調査の結果をもとに、学級担任との面談を実施する。
1 月		
2 月	今年度のいじめ防止基本方針の反省	年度末反省において、今年度の反省を行う。
3 月	次年度に向けてのいじめ防止方針の検討確認	次年度計画において、次年度のいじめ防止方針の検討・確認を行う。

4. 重大事態への対処について

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

ア 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

イ 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。また、調査結果を教育委員会に報告する。

ウ 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5. いじめ防止策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。